

## 入札書（共同入札用）

令和 年 月 日

廿日市市長様

共同入札代表者	住所 (所在地)	(郵便番号 ー )	
	フリガナ	連絡先 (電話番号)	
代理人	氏名 (名称)		
	住所 (所在地)	(郵便番号 ー )	
	フリガナ	連絡先 (電話番号)	
氏名 (名称)			

下記のとおり入札します。

記

公売財産の名称									
令和7年12月8日 公告									
売却区分番号	不動産								
入札価額									
	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

## ●次の項目について、必ずどちらかに□を入れてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の、次順位買受申込みについて

- 次順位買受申込をします。
- 次順位買受申込をしません。

## 【注意事項】

- 1 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。  
※ 共有できない公売財産については共同入札はできません。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 入札を行う場合は、共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出してください。
- 4 代理人が入札する場合は、共同入札者代表者から委任を受けた所定の委任状を提出してください。
- 5 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
- 6 入札価額は見積価額以上の額を記載してください。
- 7 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 8 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 9 架空の名義や他人の名義は使わないでください。
- 10 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。  
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。なお、共同入札者のいずれかが、単独又は共同（他の第三者との共同）を問わず、同一の公売財産に対し、別の入札書を提出した場合も、同様の取扱いとなります。